

# あおもり水道だより



青森市水道キャラクター  
「しずくちゃん」

## 【天田内配水所】

野木和公園付近にあり、昭和54年に完成した配水所です。

深井戸の水を水源とし、主に市内西部地区に配水しています。配水能力は一日当り27,000m<sup>3</sup>です。

## 目次

平成 29 年度青森市水道事業の主な事業	1 P
平成 29 年度青森市水道事業会計予算	1 P
水道工事へのご協力をお願い	2 P
災害への備え	2 P
水道水の水質検査について	3 P
貯水槽水道の管理について	4 P
堤川浄水場見学のご案内	5 P
無届工事や水道水の不正使用は過料が科されることがあります	5 P
水道メーター検針時のお願い	6 P
水道料金等のお支払い方法について	6 P
引越し（転入・転出）の手続きはお早めに	7 P
お問い合わせ先一覧	7 P



平成29年  
8月号

## ◆平成29年度青森市水道事業の主な事業◆

平成24年3月に策定した「青森市水道経営プラン」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、次の5つの柱を中心に各種事業をすすめています。

### 安定した給水の確保

#### ①漏水対策事業

配水管及び毎戸の漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めます。

#### ②浄水場、配水所設備整備事業

老朽化した浄水場及び配水所の設備を更新します。(横内浄水場中央監視制御装置更新、堤川浄水場電気設備更新など)

#### ③横内浄水場北系沈殿池等更新事業

老朽化した浄水施設のうち、砂などを沈殿させる沈殿池と塩素を注入する塩素混和池を更新します。

### 良質でおいしい水の供給

#### 配水管整備事業

老朽管の布設替えを行い、水質劣化や漏水を防止します。(整備延長12,084m)

### 環境への配慮

環境保全活動を充実し、資源リサイクルの推進を図ります。(水源涵養保安林巡視、浄水処理発生土などの有効利用など)

### 災害に強い水道の構築

#### ①基幹耐震管路整備事業

大規模地震のとき、基幹となる配水管の損傷を最小限にとどめ、市民生活に影響を及ぼす減断水などの発生を抑えるため、基幹管路の耐震化を図ります。(整備延長2,320m)

#### ②浅虫送水管耐震化事業

原別配水所から浅虫配水池への送水管の耐震化を図ります。(整備延長150m、サージタンク更新)

#### ③堤川浄水場野沢3号配水池整備事業

災害や事故などに対応できる貯留量確保のため整備します。(場内整備)

#### ④災害対策用資機材備蓄事業

災害対策用資機材の効果的な備蓄を図ります。(給水タンク車(3トン)1台、給水タンク2基など)

### 経営基盤の強化

#### 広報活動事業

市民の皆さまに、水道部の施策や事業を積極的に情報提供します。「あおり水道だより」発行、「あおりウォーターフェア」開催、ペットボトル水「ブナの雫」製造

## ◆平成29年度青森市水道事業会計予算◆

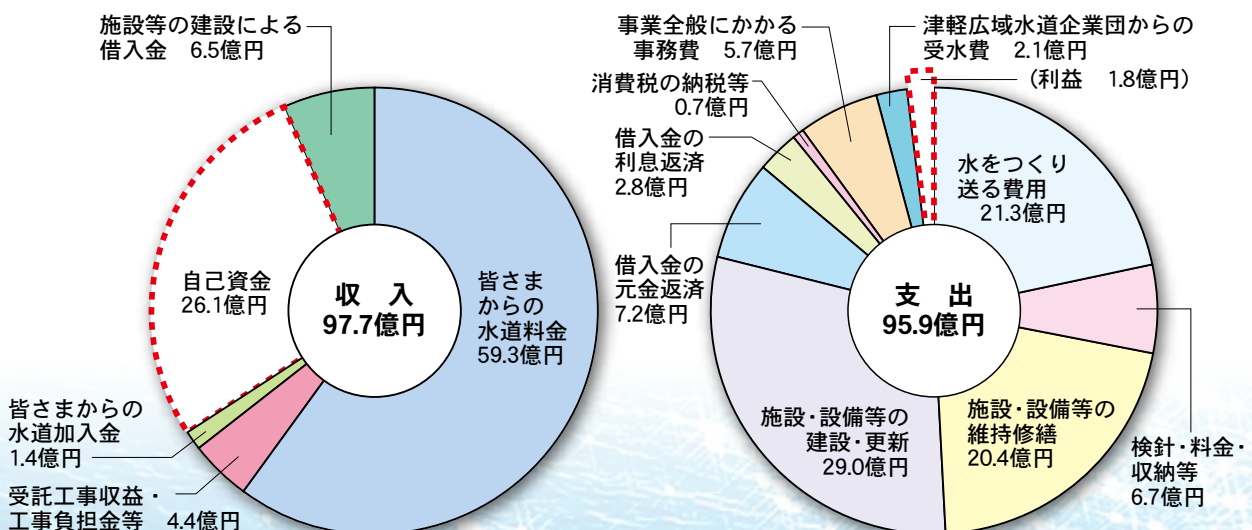
水道事業は、市民の皆さまからの水道料金により経営しています。

近年、水道水の使用量が年々減っているため、水道料金収入も減少していますが、老朽化した施設の更新や災害対策などのため、今後も多額の費用が見込まれています。

このような中、平成29年度の予算規模は前年度に比べ、0.6%減(金額では5,307万円減)の95億8,534万円となりました。

今後も一層効率的な経営を行っていくため、緊急性や重要性の高い事業に優先して取り組んでいきます。

### 平成29年度予算内訳



## ◆ 水道工事へのご協力をお願い ◆

本市の水道管は、布設後40年以上経過したものが増えはじめているため、老朽化による漏水や濁り水の発生が多くなり、お客様への給水に支障をきたすことが想定されます。



このため、水道部では古くなった水道管を新しい水道管に布設替える工事を計画的に実施しており、今年度も市内全域で工事を行っています。

工事期間中は、断水、機械作業による騒音・振動、道路事情による交通規制などで、市民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けすることとなりますが、将来も安全・安心な水道水を安定的に使用していただくために、水道工事に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、新たに布設する水道管は、すべて耐震適合管を採用しており、地震対策も同時に図られます。

 整備課  
(017) 777-4258

## ◆ 災害への備え ◆

### ● 訓練の実施について

水道部では、大規模地震や降雨災害などで浄水場や水道管が壊れたときに備え、災害時を想定した訓練を定期的を実施しています。今回は、応急給水・応急復旧訓練の様子をご紹介します。



災害時に水を送れなくなったときは、浄水場の配水池で補給した水を、トラックで拠点給水所へ運搬します。



給水タンクにホースなどを接続するとともに、仮設の給水スタンドを設置します。



給水スタンドから給水袋へ水を入れます。災害時には、この袋を使用し、市民の皆さんへ水をお配りします。



配管の漏水箇所に、応急復旧用資材（補修金具）を取り付け、漏水を止める訓練です。

### 給水を受けるための容器を準備しておきましょう

給水車などから給水を受けるとき、水を入れる容器が必要となります。

日頃、清潔なポリタンクや大きめのペットボトルなどを準備しておくよう心がけましょう。



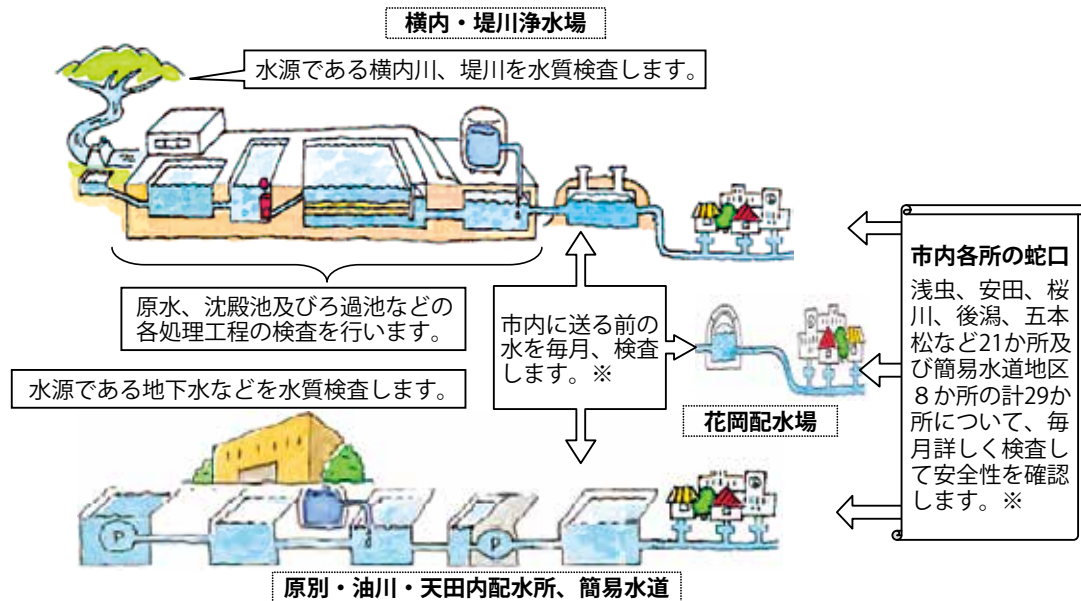
## ◆ 水道水の水質検査について ◆

### ● 平成29年度水質検査計画の概要について

水道部では、お客様が水道水を安全に安心してご利用いただけるよう、水質検査項目及び検査頻度とその方法や検査の信頼性に関する取組などについて、毎年水質検査計画に定め、水道法に基づき公表しています。

この計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認するとともに効果的・効率的な水質管理を行い、高い品質を維持しています。

### 水質検査計画における検査地点の概要



※ 市内に送る前の水や各地区の蛇口の水は、毎月行う詳しい水質検査の他に、色・濁り・消毒用塩素の残留状況を毎日調べています。(市内各地区の蛇口の毎日検査箇所は35か所)

### ● 残留塩素について

青森も本格的に暑い季節を迎え、水道水を飲んでいただく機会も増えてきます。

水温がやや高くなるこの時期には、塩素のにおいがいつもより気になることはありませんか。不安を感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、水道水中の塩素が人の健康に害を及ぼすことはありませんので、小さなお子様でも安心して飲んでいただけます。

どうしても塩素のにおいが気になる方は、5分程度煮沸し、冷やして飲むなどの方法があります。ただし、長時間の保存はせず、早めに飲みきるようにしてください。



本市が水源としている川の水はとてもきれいですが、あくまでも自然の川ですので水中には数多くの微生物が生息し、状況によっては病原性の細菌など有害なものも存在する可能性があります。このため蛇口から出る水で消毒効果が確保されるよう、塩素の量を調節して消毒しています。

◆ 水道水は水道法により、蛇口から出た時点で最低でも1リットルにつき0.1ミリグラムの残留塩素を保つよう定められています。また、水道水の味を損なうことのないように、1リットルにつき1.0ミリグラム以下とする目標も定められています。本市の水道水の残留塩素はおおむね1リットルにつき0.3から0.5ミリグラムになるよう管理しています。

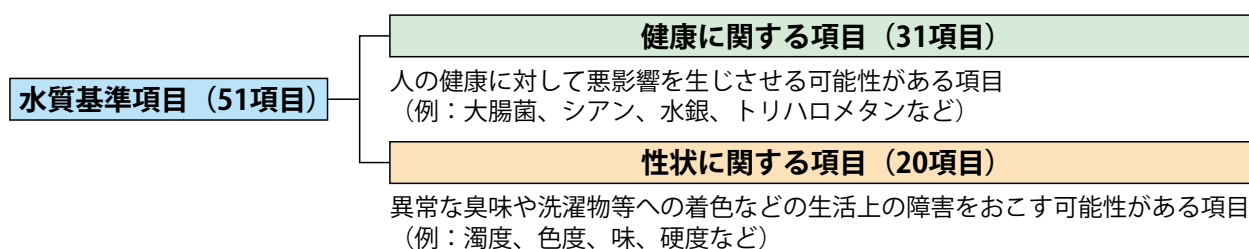
## ●水質基準って何？

水道は、飲用、炊事、洗濯、お風呂、トイレなど、毎日の生活に欠かすことのできない重要なライフラインです。水道部では、「水質基準」に適合する安全な水をつくり、皆様のご家庭にお届けしています。

水質基準は、水道水の飲用、生活利用のために“水道水が備えなければならない水質上の要件”を、項目ごとに具体的に示したもので、「水道法第4条」に基づき省令により定められています。

水質基準として、水質に関する51の項目が設定され、それぞれに水道水の安全を確保する条件として基準値が定められています。この51項目を、「水質基準項目」といいます。

水質基準項目は、大きく分けて2つの観点で設定され、分類されています。



水質基準について、水質基準の決め方、検査方法などを次回からシリーズでお届けしていきます。

## ◆貯水槽水道の管理について◆

貯水槽水道は、設置者が適正に管理することとなっています。管理のポイントは、

### ①貯水槽の清掃

1年に最低1回以上、専門の清掃登録業者による清掃を行ってください。

### ②水質管理

毎日、水の色・味・臭いに注意し、年に1回は水質検査（臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素）を受けてください。

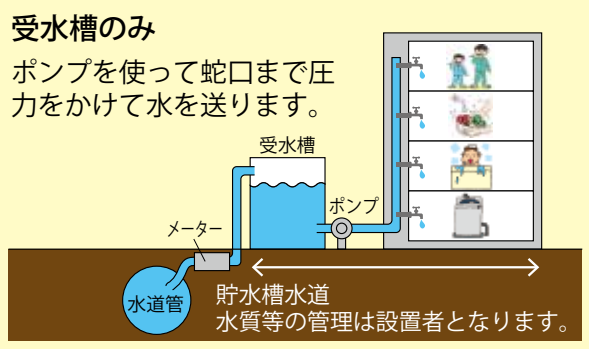
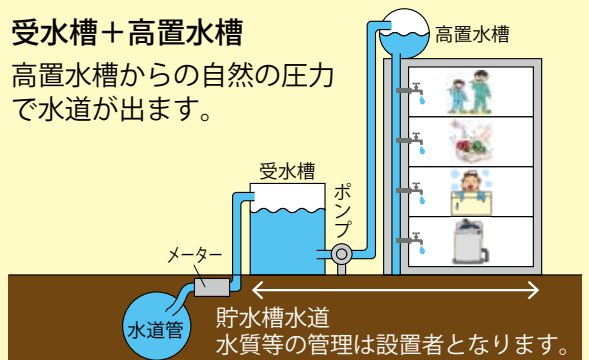
### ③貯水槽の点検と改善

月1回程度、水が汚染されていないか水槽の状態の点検を行い、不備があれば改善してください。

### ④給水の停止

水が人の健康を害するおそれがあると判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者へ周知するとともに、施設課または青森市保健所に連絡してください。

※そのほか、関係者以外立入りできないよう、マンホールや水槽室、ポンプ室に施錠し、週1回程度見まわりをし、安全性を確保してください。



施設課(給水装置チーム)  
(017) 774-1234  
青森市保健所生活衛生課  
(017) 765-5288

## ◆ 堤川浄水場見学のご案内 ◆

堤川浄水場では、小学校などの団体や一般の方々を対象に施設見学を実施しています。青森市の水道のことや実際に安全でおいしい水道水ができるまでの過程について、ビデオを交えて職員が詳しく説明しながら、施設をご案内します。

### (1) 一般的な見学例

堤川浄水場の見学内容	所要時間
☑ 青森市の水道について	15分
☑ 場内見学（屋内）	15分
☑ 青森市の水道紹介ビデオ	15分
☑ 質疑応答	5～10分
<b>見学時間の目安</b>	<b>50～55分</b>



堤川浄水場



### (2) 期間など

期 間	土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く平日
時 間	午前9時から午後4時まで

※横内浄水場については、工事のため当分の間、施設見学は受付けておりませんのでご了承ください。

### (3) お申込み方法

事前に電話での予約が必要です。下記へ直接お申込みください。

（予約状況により、見学日時のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

浄水場名	住 所	電 話	施 設 の 特 徴
堤川浄水場	青森市大字野沢 字稲荷沢58-4	(017) 739-5242	酸性の河川水を水源とする急速ろ過方式の浄水場で、本市最大の施設能力を有する、屋内施設です。

## ◆ 無届工事や水道水の不正使用は過料が科されることがあります ◆

給水装置の新設・改造・撤去の工事を行う際は、青森市水道事業条例の規定により水道部の承認が必要です。水道部への給水装置工事の申込みは、お客さまに代わり青森市指定給水装置工事事業者が行っていますので、工事を依頼した業者が承認を受けたかどうかご確認ください。

なお、水道部の承認を受けずに、給水装置の新設などの工事を行ったり、正当な理由がなく、止水栓の開閉をしたとき、また、不正の行為により料金などの徴収を免れた場合は、青森市水道事業条例の規定により、過料が科されることがありますのでご注意ください。

※止水栓開閉の正当な理由とは、以下の場合などです。

- ①水道部の職員または水道部から依頼を受けた者が開閉する場合
- ②水道部の承認を受けた工事を行うため開閉する場合（通水確認も含む）
- ③修繕工事を行うために、指定給水装置工事事業者が開閉する場合
- ④メーター以降に漏水があり水抜き栓で止水することができない場合
- ⑤事前に水道部の了解を得た場合

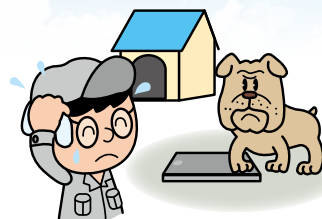
施設課  
給水装置チーム  
(017) 774-1234

## ◆ 水道メーター検針時のお願い ◆

毎月の水道料金等は、検針員が水道メーターにより計量した使用水量をもとに算定します。

検針の際の妨げとなりますので、メーターボックスの上には障害となる物（車・積荷など）を置かないように、ご協力をお願いします。

また、犬小屋なども離れた場所に設置して下さるようお願いいたします。



## ◆ 水道料金等のお支払い方法について ◆

水道料金等は、次のいずれかの方法でお支払いください。

### ◎ 納入通知書によるお支払い

毎月末頃にお届けする「水道料金・下水道使用料等納入通知書」をご持参のうえ、納入期限までに指定の納入場所（※1）でお支払いください。

【納入期限】 検針した月の翌月15日（休日等の場合は翌営業日）

#### （※1） 指定の納入場所

青森市内に本・支店のある金融機関（ゆうちょ銀行除く）、コンビニエンスストア、水道部窓口（営業課・浪岡事務所上下水道課）です。

（詳細は、納入通知書の裏面をご覧ください。）

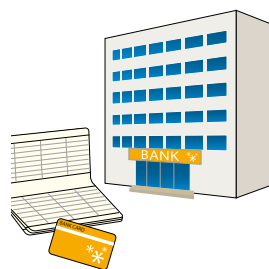


### ◎ 口座振替によるお支払い

口座振替の手続き（※2）をすることで、お客さまに代わって金融機関の口座から毎月自動的に振替します。

【定例振替日】 検針した月の翌月10日（休日等の場合は翌営業日）

定例振替日に残高不足により振替できなかった場合には、検針した月の翌月25日（休日等の場合は翌営業日）に再度振替します。



#### （※2） 口座振替の手続き方法

「領収書」又は「使用水量のお知らせ」・「預貯金通帳」及び「お届け印」をご持参のうえ、お客さまの口座のある金融機関窓口へお申し込みください。

青森市内に店舗がある金融機関であれば、全国いずれの店舗の口座でもご利用いただけます。

なお、口座振替のお申込みは、水道部窓口（営業課・浪岡事務所上下水道課）でも受け付けています。

### ◆ 口座振替ご利用可能な金融機関 ◆

青森銀行・みちのく銀行・みずほ銀行・秋田銀行・北日本銀行・岩手銀行・青い森信用金庫・東北労働金庫・青森県信用組合・商工組合中央金庫・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

## ◆引越し（転入・転出）の手続きはお早めに◆

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをなされないと日割り計算ができませんのでご注意ください。

### ◎転入時の手続き（使用開始の手続き）

入居先にある「水道使用開始申込書」に水道使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入の上、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は、営業課（017-734-4281）へご連絡ください。浪岡地区については、浪岡事務所上下水道課（0172-62-1143）へご連絡ください。

また、転入の手続き後、「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

### ◎転出時の手続き（使用中止の手続き）

次の事項について営業課（017-734-4281）又は浪岡事務所上下水道課（0172-62-1143）へご連絡ください。

#### 《ご連絡いただく事項》

水道使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

## お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話(直通)
料金関係	水道の使用開始・中止など (転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017) 734-4281
	料金の確認、料金の支払い (口座振替・納付書払)		(017) 734-4202
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172) 62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、 水道加入金など	施設課 給水装置チーム	(017) 774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017) 777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017) 774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源 保護指導要綱に関する事前協議など	施設課水源保全チーム	(017) 774-1234
水質関係	水道水の水質	横内浄水課水質管理チーム	(017) 738-6507
ホームページ	青森市水道事業HP	<a href="http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html">http://www.city.aomori.aomori.jp/suido/top.html</a>	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使 用料に関する事	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017) 752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172) 62-1159

「水道だより」についてご意見、ご感想などは、青森市水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号  
電話 (017) 734-4201 FAX (017) 774-4913  
eメール [josui-somu11@city.aomori.aomori.jp](mailto:josui-somu11@city.aomori.aomori.jp)